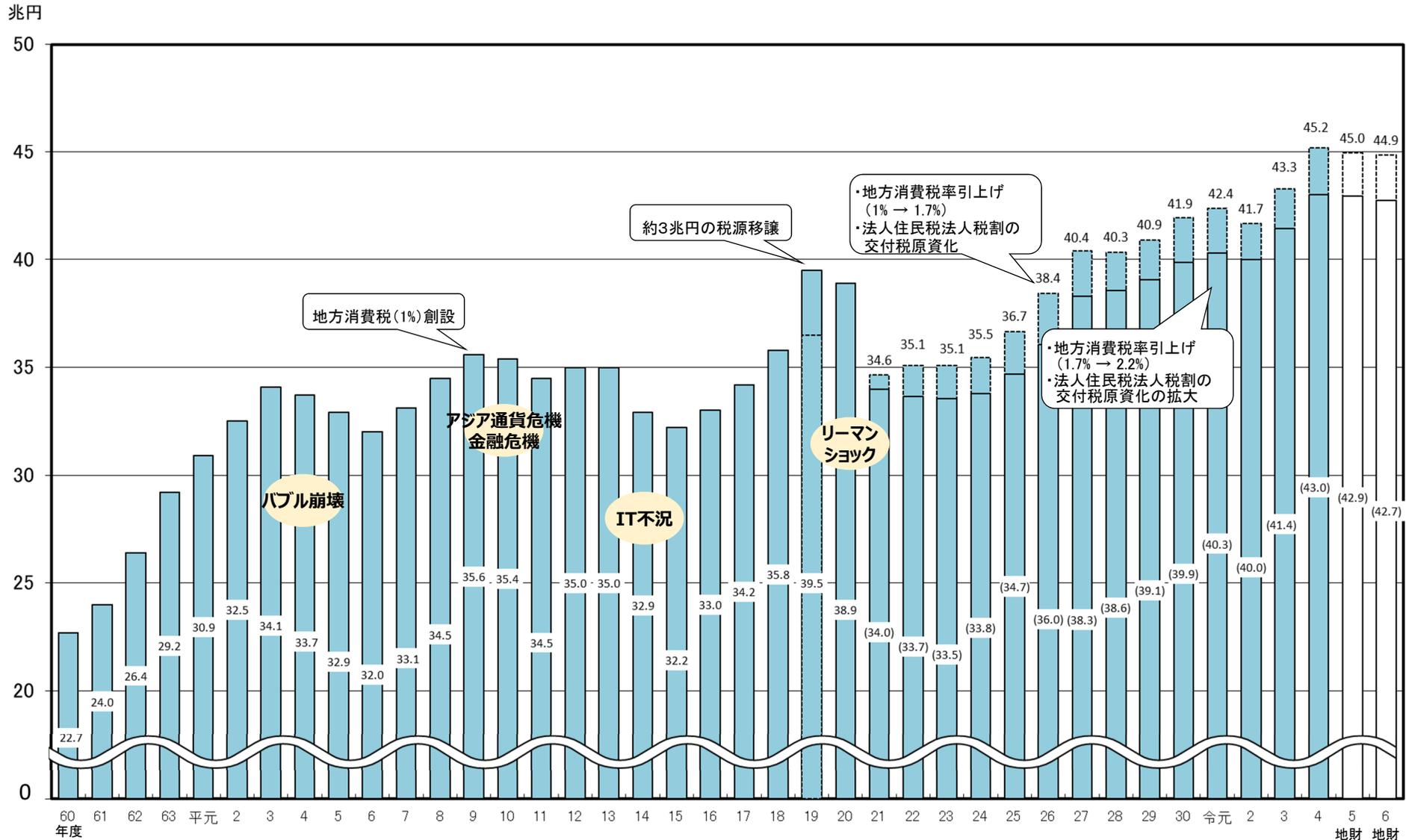


地方税収（地方財政計画ベース）の推移



(注) 1. 表中における計数は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 2. 令和4年度までは決算額、令和5、6年度は地方財政計画額である。
 3. 括弧書きは、平成21年度以降、国から都道府県に対して譲与されている特別法人事業譲与税等を除いたものである。